

居宅介護支援事業者  
介護予防支援事業者  
(介護予防)訪問介護事業者

代表者 様  
管理者 様

羽曳野市保健福祉部保険健康室  
高年介護課長 山脇 光守

平成24年度介護報酬改定による生活援助中心型サービスの時間区分  
の見直しについて(通知)

平素より本市の介護保険事業の運営にご協力いただきありがとうございます。

さて、皆様におかれては、すでにご周知のとおり、平成24年4月の介護報酬改定において、訪問介護サービスにおける生活援助中心型サービスの時間区分の見直しが行われました。

このことに関わり、本市へ不適切な取扱いと考えられる情報が複数寄せられています。つきましては、下記のことについて再度ご確認いただき、適切なケアプランのもと、利用者に対し適切かつ必要なサービス提供がなされるよう、通知します。

なお、貴事業所におかれては、この旨所属従業員への周知徹底を図られるよう併せてお願いします。

記

訪問介護の生活援助中心型サービスの取扱いについて

平成24年4月の介護報酬改定において、訪問介護の生活援助中心型サービスの時間区分が見直され、「20分以上45分未満 190単位」と「45分以上 235単位」の2区分となりました。

今回の見直しは、あくまでも介護報酬における評価を行う際の時間区分の変更であり、本来利用者にとって必要なサービス量に対し、上限を設けようとするものではありません。

そもそも介護サービスは、利用者個々の状況に応じて、介護支援専門員とサービス提供責任者による適切なアセスメントとケアマネジメントに基づき、利用者のニーズに応じた必要なサービスを提供するものであり、改定前についても同様に取扱いいただいていたことと存じます。

一部の捉え方として「45分以上 235単位」のサービスについて、「45分でサービスを完了しなければならない」といった誤解があるようですが、改定後においても適切なアセスメントに基づき必要があれば45分以上のサービス提供が可能です。したがって、不当にサービス提供時間の上限を設けることは、指導の対象となりますのでご留意ください。

また、改定前の「60分以上」の生活援助サービスについて、一部に「20分以上45分未満 190単位」のサービスを複数回に分けてサービス提供するケースもあるかと思われませんが、この場合においては、利用者負担が上がることとなります。したがって従前のサービスを複数回に分けて提供する場合は、その必要性や根拠を明確にし、利用者又は家族の意向を踏まえつつ、適切なアセスメントを行うなどの十分な検討をお願いします。

また、これまで保険給付の対象として提供されてきた訪問介護サービスについて、事業者側の都合により一律に超過時間分を自費扱いにすることは認められません。このようなケースは発見次第、指導・監査の対象といたしますので、適切な利用料の徴収を行っていただくようお願いします。

#### 介護予防訪問介護について

介護予防訪問介護のサービス提供時間については、今回の改定に伴う変更はありません。これまでと同様、1回のサービス提供時間に一律に上限を設けることは不適切であり、指導の対象となります。既に本市にも、「制度改定があったので、今まで60分で提供していたサービスが45分しか出来ないとされた」「時間の都合で、サービスを削る場合があるが了承してほしいと言われた」等の相談が寄せられています。このような説明は明らかに誤りですので、このような説明を利用者又は家族に行っている場合においては、速やかに訂正してください。なお、サービスの必要な量や内容の変更に当たって、介護予防訪問介護事業所は、地域包括支援センター（介護予防支援業務を受託している居宅介護支援事業所においては地域包括支援センターとの連携）との十分な連携を図り、介護予防サービス計画との整合性を図る必要があることにご留意ください。

#### 居宅サービス計画の変更手続きについて

、 について、適切なアセスメント及びケアマネジメントに基づき、これまで提供されてきた介護サービス等の内容を改めて見直した結果、介護サービスを変更する必要がある場合（軽微な変更を除く）には、サービス担当者会議の開催等が必要となりますのでご注意ください。

#### 参考資料

- ・平成24年度介護報酬改定に関する関係 Q&A（vol.267 平成24年3月16日 厚生労働省老健局老人保健課ほか） 問9、問122
- ・全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（平成24年2月23日）振興課関係「3.介護支援専門員の資質向上等について（7）平成24年度介護報酬改定を踏まえた適切なケアプランの作成について」

#### 【担当・問い合わせ】

羽曳野市保健福祉部保険健康室高年介護課  
事業者支援担当

電話：072-958-1111（内線1390）

FAX：072-950-2536

E-mail:kounenkaigo@city.habikino.lg.jp